

令和3年3月12日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

交通事故撲滅に向けた取組みについて(通知)

交通法規の遵守及び交通マナーの向上については、これまでも再々通知しているところであるが、無責事故等を除く許可業者による交通事故報告件数については、1月末時点の比較で昨年度同時期より6件上回り、63件となっており、今年度1年間の事故発生件数は昨年度を上回る見込みであり、ここ近年増加傾向にある。

次年度についても、下記のとおり新たな重点目標を掲げ、引き続き、交通法規の遵守・交通マナーの向上により、交通事故撲滅に取り組むこととする。

交通事故は交差点内で多発するものであり、特に信号のない交差点においては、細心の注意を払いながら運転を行う必要がある。

については、各許可業者において、従業員に対し安全運転教育を実施するなど、交通事故撲滅に真摯に取り組むこと。

記

【令和3年度交通事故撲滅に向けた重点目標】

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道への乗り上げ、車両の逆止めを行わないこと。
- 信号のない交差点での、一旦停止・徐行・安全確認を徹底すること。
- 後部スライドゲートの閉口を徹底すること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。